

平成27年分 所得確定申告相談日程

◎会場：鏡石町勤労青少年ホーム
◎受付時間：午前9時～午前11時 午後1時～午後4時

月	日	曜日	行政区	月	日	曜日	行政区
2月	15日	月	公的年金のみ	3月	1日	火	1区・2区 3区・4区
2月	16日	火	仁井田・さかい	3月	2日	水	鏡田・高久田
2月	17日	水	仁井田・さかい	3月	3日	木	鏡田・高久田
2月	18日	木	久来石・笠石	3月	4日	金	鏡田・高久田
2月	19日	金	久来石・笠石	3月	5日	土	
2月	20日	土		3月	6日	日	
2月	21日	日		3月	7日	月	鏡田・高久田
2月	22日	月	久来石・笠石	3月	8日	火	鏡田・高久田
2月	23日	火	久来石・笠石	3月	9日	水	成田・豊郷 旭町
2月	24日	水	久来石・笠石	3月	10日	木	成田・豊郷 旭町
2月	25日	木	1区・2区 3区・4区	3月	11日	金	成田・豊郷 旭町
2月	26日	金	1区・2区 3区・4区	3月	12日	土	
2月	27日	土		3月	13日	日	
2月	28日	日		3月	14日	月	成田・豊郷 旭町
2月	29日	月	1区・2区 3区・4区	3月	15日	火	予備日

▼問い合わせ先
税務町民課 ☎62-12114
申告会場(申告期間中のみ) ☎62-6500

●障がい者の方は、そのことが確認できる書類(障害者手帳等)
●医療費控除を受ける場合には、平成27年中に支払った医療費の領収書(個人別に、病院ごとの合計額を集計してきてください)と高額医療費や生命保険等から還付された金額のわかる書類
●営業、不動産、農業所得者は収支のわかる内訳書などは認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合は、固定資産税課税に係る家屋調査時にご案内の書類(詳しくはお問い合わせください)
●前年以前に生じた損失があり、繰越額がある場合は、繰越損失額わかるもの(前年の確定申告書)
●所得税が還付される方、口座振替による納付を希望される方は、銀行名や口座番号がわかるもの(通帳など)と銀行印を持参ください
▼問い合わせ先
須賀川税務署個人課税部門 ☎75-2194
※音声案内で「2番」を選択してください。

2月15日
3月15日

所得申告をお忘れなく

会場：鏡石町勤労青少年ホーム

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月15日(月)から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成27年1月から12月までの所得を申告していただくもので、この内容が平成28年度の町県民税や国民健康保険などの課税基礎となります。申告期限が近づくと、会場が混雑します。また、申告の内容によっては時間がかかることもありますので、時間に余裕をもってご来場ください。

申告の必要がない方

次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出される方
- 給与所得のほかに収入がなく、給与支払報告書が町に提出されている方。ただし、新たに控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)を受けようとするときは、申告が必要(税務署へ確定申告書を出した場合を除く)
- 平成27年中に所得がなく、鏡石町内居住の家族の扶養に

申告相談に必要なもの

なっている方

- 印鑑
- 給与や年金収入のある方は平成27年分の源泉徴収票(コピー不可)
- 平成27年中に支払った国民健康保険税、国民年金・国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの支払証明書または領収書
- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料(地震保険等)の支払証明書

申告の必要な方

確定申告が必要となるのは、次のいずれかに該当する方です。

- 平成28年1月1日現在、鏡石町に住所があり、平成27年中に何らかの所得があった方
- ※ただし、所得がなかった方でも国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方は、申告が必要となります。
- 鏡石町に居住していないご家族の扶養になつていない方
- 給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方
- 給与所得のみの方でも、2月1日までに勤務先から鏡石町に「給与支払報告書」の提出がなかった方
- 平成27年中に退職された方
- 生命保険契約に基づく年金や一時金、または生命保険、損害保険契約に基づく満期返戻金の収入があった方
- 平成27年中に土地や建物などの譲渡所得があった方
- 所得控除(扶養控除等)のある方

申告の必要な方

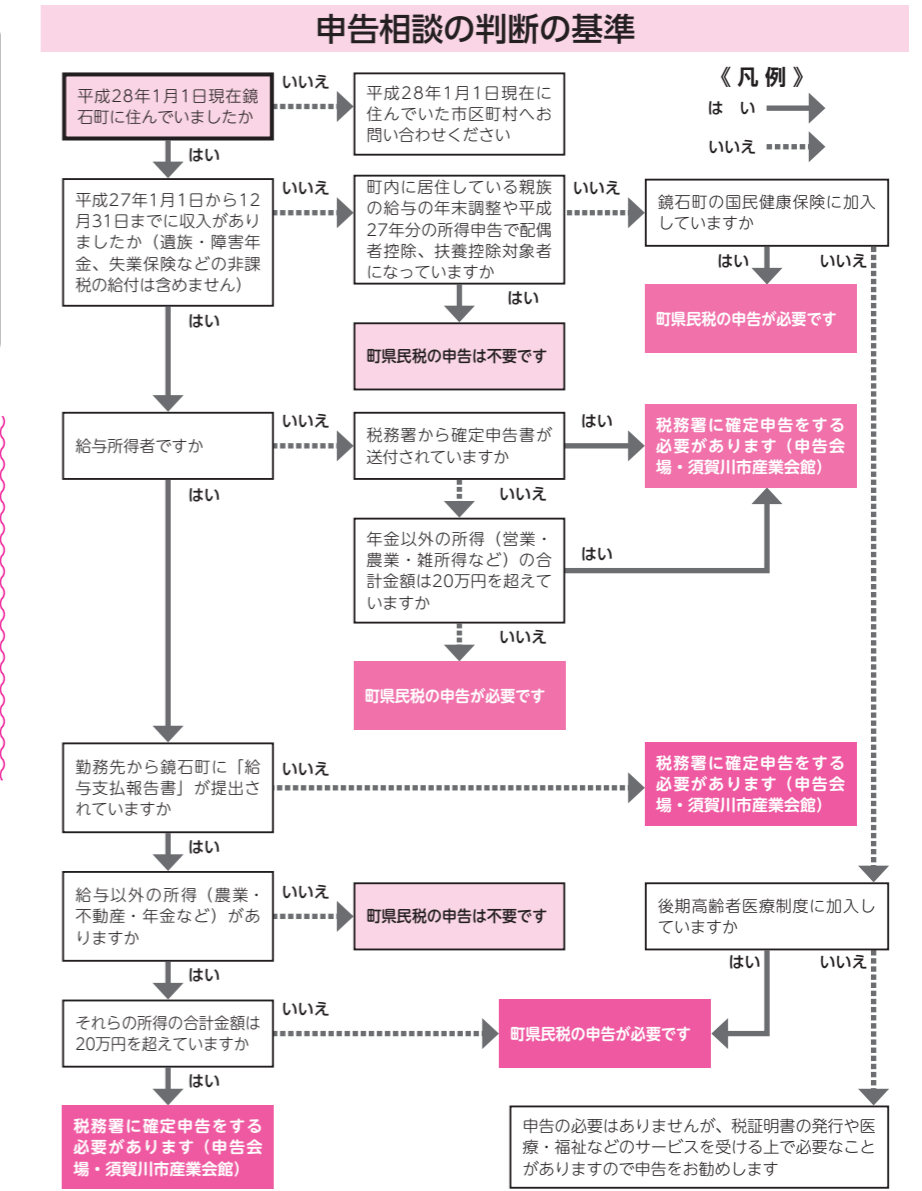
確定申告が必要となるのは、次のいずれかに該当する方です。

- 平成28年1月1日現在、鏡石町に住所があり、平成27年中に何らかの所得があった方
- ※ただし、所得がなかった方でも国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方は、申告が必要となります。
- 鏡石町に居住していないご家族の扶養になつていない方
- 給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方
- 給与所得のみの方でも、2月1日までに勤務先から鏡石町に「給与支払報告書」の提出がなかった方
- 平成27年中に退職された方
- 生命保険契約に基づく年金や一時金、または生命保険、損害保険契約に基づく満期返戻金の収入があった方
- 平成27年中に土地や建物などの譲渡所得があった方
- 所得控除(扶養控除等)のある方

申告の必要な方

確定申告が必要となるのは、次のいずれかに該当する方です。

- 平成28年1月1日現在、鏡石町に住所があり、平成27年中に何らかの所得があった方
- ※ただし、所得がなかった方でも国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方は、申告が必要となります。
- 鏡石町に居住していないご家族の扶養になつていない方
- 給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方
- 給与所得のみの方でも、2月1日までに勤務先から鏡石町に「給与支払報告書」の提出がなかった方
- 平成27年中に退職された方
- 生命保険契約に基づく年金や一時金、または生命保険、損害保険契約に基づく満期返戻金の収入があった方
- 平成27年中に土地や建物などの譲渡所得があった方
- 所得控除(扶養控除等)のある方



所得税の還付申告

確定申告をする必要のない給与所得者でも次のような場合には、所得税が還付されることがあります。

- 入院など多額の医療費を支払った場合
- 災害や盗難にあった場合
- 年の途中で退職し、再就職していない場合

確定申告をすれば、特例が設けられていますが、特例の適用を受けるにはさまざまな要件があります。譲渡所得についても、他の所得と一緒に確定申告を行う必要がありますので、詳しくは須賀川税務署にお問い合わせください。

▼問い合わせ先
須賀川税務署個人課税部門 ☎75-2194
※音声案内で「2番」を選択してください。

確定申告書作成会場

須賀川税務署では、平成27年分確定申告書作成会場を2月8日(月)から3月15日(火)まで(土、日、祝日を除く)須賀川市産業会館に開設します。開設時間は、午前9時から午後4時までとなります。この期間は、税務署内に確定申告書作成会場は設置しませんので、申告・相談をされる方は、須賀川市産業会館へお越しください。なお、会場は大変混雑しますので、次による提出方法が大変便利です。

① 国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用し電子申告(e-Tax)
② 同コーナーを利用して、申告書を作成・印刷の上、税務署へ郵送

詳しくは、国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)または須賀川税務署にご確認ください。

須賀川税務署からのお知らせ